

令和4年2月22日

審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

意見書

諮問番号：令和年（行情）諮問第91号 事件名 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文書等の不開示決定に関する件について、以下の通り意見書を提出する。

第1、以下は争わない。

令和4年1月28日付け補充理由説明書記載の下記部分

- 1 (1) 平成25年度の番号2の文書の大蔵署名及び印影部分について
- (2) 上記(1)掲記の文書中の財務省の電話番号及びFAX番号について
- (5) 上記(4)掲記の各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報について
- (9) 平成25年度の番号76の文書について
連絡先の電話番号に関する情報
- (14) 法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書（メール、FAX、事務連絡等）について
イ メールアドレス、電話番号等の連絡先に関する情報
ウ 電子メールに関する情報

第2、別表「新たに開示する部分について」は開示したうえで再度意見書を求めること

本審査請求を経て、諮問庁は「新たに開示する部分について」を補充理由説明書に添付した。しかしながら、実際には審査請求人に開示されず、補充理由説明書記載が正しいかどうか、「新たに開示する部分について」以外が情報公開法各条に該当しているかどうか判断がつかかねる。

第3、FATF情報は当時から公になっていること

- 1) 日弁連国際刑事立法対策委員会が「国際刑事立法対策ニュース」でFATFについて記事を掲載している。
2013.3.1 No.19
2014.1.1 No.20
2014.6.1 No.21
2014.12.1 NO.22
- 2) 腐敗のない世界の実現を目指す国際NGOであるTransparency Internationalが記事を掲載している。
・2015年11月27日 TIがG20の資金洗浄対策への加盟国の取り組みについて報告書を発行 <http://www.ti-j.org/blog.html>

- ・ 12 November 2015 JUST FOR SHOW? REVIEWING G20 PROMISES ON BENEFICIAL OWNERSHIP
<https://www.transparency.org/en/publications/just-for-show-g20-promises>
- ・ JAPAN BENEFICIAL OWNERSHIP TRANSPARENCY (2015)
https://www.transparency.org/files/content/publication/2015_BOCountryReport_Japan.pdf

第4、(3) 平成25年度の番号89の文書について

「FATF 会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となる」については、令和元年8月30日付け意見書第1 2, 3、4に記載済みである。すでに公開しているから非公開の理由はない

第5、(4) 平成25年度の番号33, 37, 73, 115, 133及び134, 平成26年度の番号33及び68, 平成27年度の番号28, 36, 47, 65, 85及び100並びに平成28年度の番号32, 51及び86の各文書について

(6) 平成25年度の番号68の文書について

(7) 平成25年度の番号25の文書について

(10) 平成25年度の番号99の文書について

(11) 平成26年度の番号32, 67及び91, 平成27年度の番号45, 75及び109並びに平成28年度の番号6, 34, 52及び87の文書について

(12) 平成26年度の番号38の文書について

(14) 法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書(メール、FAX、事務連絡等)について

ア FATF 対応

「関係府省庁間において、FATF 会合での各国の意見や指摘事項を整理し、検討したもの」「特定期間における法務省幹部への報告案検討が記載された文書」「検討が未成熟な段階である当時の FATF 対応について記載されたもの」「関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答」については、令和元年8月30日付け意見書第1 5に記載済みである。法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するものではない。

第6、(8) 平成25年度の番号53の文書について

「FATF ハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係府省庁において共有した文書」は、あきらかに法5条6号柱書にも該当しない。

今から9年前の外国使節団のスケジュール変更の情報は、いかなる意味でも「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しない。

第7、(13) 平成29年度の番号6及び番号8の文書について

「当該各文書の決裁・供覧欄」は、法5条6号柱書きにも該当しない。

第8 結論

上記より、原処分の法第5条第3号、第5号又はその両方に該当する、第6号にも該当するとした判断は違法である。

第9 証拠物件等

- 証拠5 日本弁護士連合会 国際刑事立法対策委員会
国際刑事立法対策ニュース No.19 写し 2通
- 証拠6 日本弁護士連合会 国際刑事立法対策委員会
国際刑事立法対策ニュース No.20 写し 2通
- 証拠7 日本弁護士連合会 国際刑事立法対策委員会
国際刑事立法対策ニュース No.21 写し 2通
- 証拠8 日本弁護士連合会 国際刑事立法対策委員会
国際刑事立法対策ニュース No.22 写し 2通
- 証拠9 トランスペアレンシーインターナショナルジャパン ブログ 2通
- 証拠10 12 November 2015 Transparency International
JUST FOR SHOW? REVIEWING G20 PROMISES ON BENEFICIAL OWNERSHIP 2通
- 証拠11 Transparency International
JAPAN BENEFICIAL OWNERSHIP TRANSPARENCY (2015) 2通

以上